



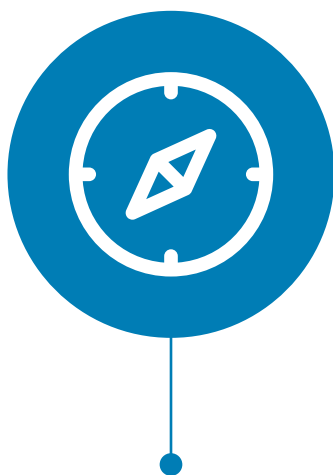
**Tohmatsu
Audit Quality Report 2016
- Additional Report -**

監査品質に関する報告書 2016

～「監査法人のガバナンス・コード」適用に関する追加説明資料～

トーマツの高品質な監査の実現に向けた取り組み

高品質な監査の実現に向けて、より強固で実効性あるマネジメント
およびガバナンス体制を構築していくため
トーマツは、「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

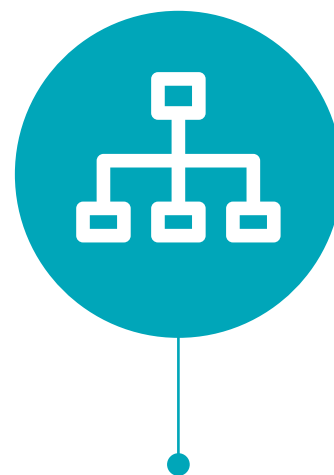


原則1

対応済

監査法人が 果たすべき役割

- ✓ 最高経営責任者である包括代表がトーマツの監査品質の最終責任を負う
- ✓ 監査品質を最重視する「Quality first」の実践
- ✓ Deloitte network Purpose (存在理由) の中核は、品質および Integrity (誠実性) であることを明確化



原則2

対応済

組織体制(マネジメント)

- ✓ トーマツのマネジメント(経営執行機関)は、ボード(ガバナンス機関)が決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行
- ✓ マネジメントを構成する執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から最高経営責任者である包括代表が指名



原則3 対応中

原則4 対応済

原則5 対応中

組織体制(ガバナンス)

- ✓ ボードがガバナンスを担う
- ✓ ボードのメンバーとして、経営執行には関与しないボード議長および評議員を3分の2以上とするとともに、指名委員会等設置会社に倣いボード内委員会として監査・推薦・報酬の各委員会を設置
- ✓ 従来からの外部の監査委員(弁護士)に加え、ボードの議論の質と透明性をさらに高めるため、外部有識者をボードメンバーとして招聘してその知見を活用

業務運営

- ✓ マネジメントと監査の現場との双方向の情報伝達を促進
- ✓ 監査の現場における監査先企業との率直なコミュニケーションを実践
- ✓ 人材育成の基本理念に基づいた総合的な育成プログラムを策定し、プロフェッショナル人材の育成に資する人事管理・評価を実施

透明性の確保

- ✓ 監査品質向上の取り組みを説明するTohatsu Audit Quality Reportを発行
- ✓ 監査先企業の監査役を対象とした「トーマツ ガバナンス フォーラム」を通じてトーマツの監査品質向上に向けた取り組みを発信
- ✓ 資本市場の参加者等のステークホルダーとの対話を実施

「監査法人のガバナンス・コード」とトーマツの対応

2017年3月に金融庁より公表された「監査法人のガバナンス・コード」の原則および指針に関するトーマツの対応状況は、2016年12月発行の『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』(以下、TAQR※)と本誌の以下のページで説明しています。

TAQR Tohatsu Audit Quality Report 2016

原則および指針	説明箇所
【監査法人が果たすべき役割】	
<p>原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	対応済
<p>指針1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>TAQR P1 トーマツの目指す「高品質な監査」 P5 包括代表メッセージ P39,43 パートナシップ ガバナンス P47 品質重視の文化の醸成に向けて P48 デロイトトーマツグループ CEOより</p>
<p>指針1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>TAQR P2 デロイトトーマツグループ 経営理念 P2 Deloitte network Purpose P17 監査厳守事項 (Audit Imperatives) P37 デロイトトーマツグループ Code of Conduct</p>
<p>指針1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価</p>
<p>指針1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>TAQR P11-13 監査チーム P18 監査チームによる高品質な監査の実践を支え、全体の改善につなげる施策例 P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用</p>
<p>指針1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>TAQR P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制 本誌 P5 デロイトトーマツグループのガバナンス向上</p>
【組織体制】	
<p>原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。</p>	対応済
<p>指針2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。</p>	<p>TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制</p>
<p>指針2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 	<p>TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P30 不正リスクへの対応</p> <p>TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP) P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用</p> <p>TAQR P33-36 人材育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価</p> <p>TAQR P7,8 監査事業本部長メッセージ P21-24 監査イノベーション</p>
<p>指針2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。</p>	<p>TAQR P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P40 包括代表の選出プロセス</p>
【ガバナンス】	
<p>原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	対応中
<p>指針3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。</p>	<p>TAQR P39-44 ガバナンス</p>
<p>指針3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。</p>	<p>TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P5,6 外部有識者の知見の活用</p>
<p>指針3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P5,6 外部有識者の知見の活用</p>

原則および指針	説明箇所
指針3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たったの補佐が行われる環境を整備すべきである。	TAQR P39-44 ガバナンス P40 法人外監査委員 P43 評議員の活動 本誌 P5,6 外部有識者の知見の活用
【業務運営】	
原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済
指針4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P30 期中における率直なコミュニケーションを実践するコンサルティング等の取り組み P47 品質重視の文化の醸成に向けて
指針4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	TAQR P33-36 人材育成 P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制
● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出
● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	TAQR P33 社会の期待に応えるプロフェッショナルの育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	TAQR P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション
指針4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	TAQR P30 不正リスクへの対応 P37 コンプライアンスホットライン
【透明性の確保】	
原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	対応中
指針5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	TAQR
指針5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	
● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	指針1-1に同じ
● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	指針1-2に同じ
● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方	指針1-5に同じ
● 経営機関の構成や役割	指針2-3に同じ
● 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	指針3-3に同じ
● 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理)
指針5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP)内の監査先企業からの「トーマツが提供する業務に関するアンケート調査」
指針5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	TAQR P17 法人としての監査品質の継続的改善のためのAudit Quality Plan TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理)
5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換会を開始しています。

※『Tohmatu Audit Quality Report 2016』は<http://www.deloitte.com/jp/audit-quality2016>に掲載しています。

外部有識者の知見の活用

トーマツのガバナンス向上

トーマツはボードメンバーとして外部有識者3名を選任しました。2017年6月より、独立した第三者である外部有識者がボードでの議論に加わります。

トーマツは、2015年12月より指名委員会等設置会社に倣った機関設計としています。外部有識者は、一般事業会社の取締役会に該当するボードの無議決権メンバーとして加わります。従来からの外部の監査委員(弁護士)に加え、今般、グローバル経営、金融市場、会計・財務等の経験・知見を有する外部有識者が、経営から独立した第三者の立場から議論に加わることで、ボードの議論の質と透明性をさらに高めます。また、「監査法人のガバナンス・コード」への対応も踏まえ、経営執行機関に対する監督機能の強化、監査品質の向上を図ってまいります。

なお、トーマツには会計監査人としての独立性の保持、すなわち監査先企業から独立した第三者的な立場でいることが要請されていることに鑑み、外部有識者の選任に際しては、トーマツの監査先企業の主要株主でないことと、監査先企業の役員その他の財務報告に重要な影響力を有する地位を有していないことの2点を選任の条件としています。

デロイトトーマツグループのガバナンス向上

トーマツを含むデロイトトーマツグループ全体のガバナンスを担うデロイトトーマツ合同会社のボード内に、当該外部有識者から構成される公益監督委員会を2017年6月に新設します。公益監督委員会は、社会やステークホルダーからの期待に応える会計監査の品質を確保するために、グループにおいて適切な業務管理体制が整備運用されるように、独立した視点から助言・提言を行います。これにより、デロイトトーマツグループ全体のレピュテーション強化とさらなるガバナンス向上を図ってまいります。

さらに、同月にボード内にグループリスク委員会を設置します。グループリスク委員会は、監査品質への影響の高いリスクを中心に、マネジメントが客観的多角的観点からリスクを識別し、そのリスクを適切にコントロールすることを促す役割を担います。

外部有識者 (50音順)

(2017年5月1日時点)

つきはら こういち
月原 紘一氏

三井住友カード株式会社 特別顧問
元 三井住友カード株式会社 取締役会長
元 株式会社三井住友銀行 副頭取
兼 三井住友フィナンシャルグループ 副社長

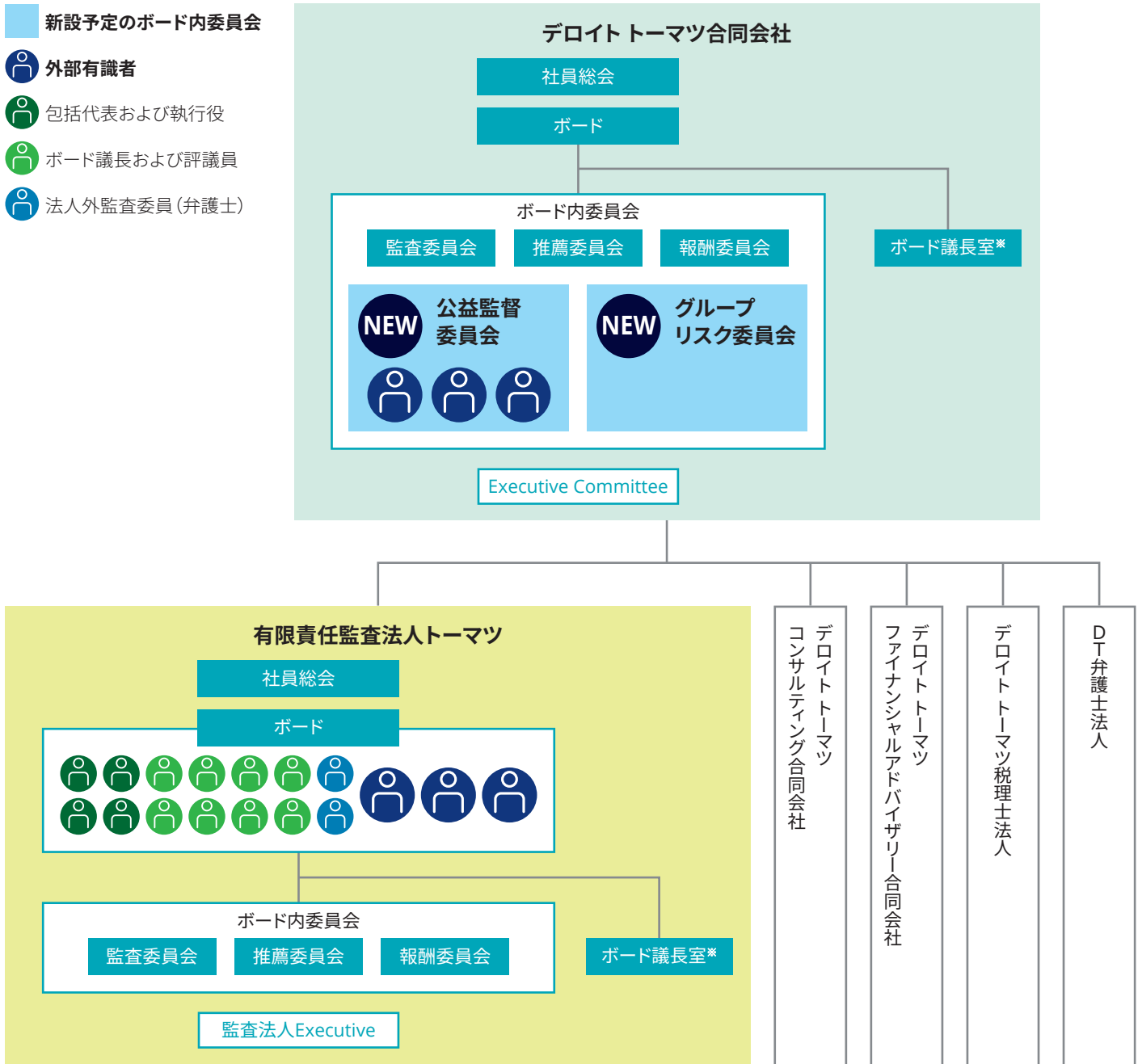
ますだ やすまさ
榊田 恭正氏

アステラス製薬株式会社
元 上席執行役員 財務担当 (CFO)
上席執行役員 社長付
(上席執行役員 財務担当)

みよし たかし
三好 崇司氏

元 株式会社日立製作所 代表執行役副社長

2017年6月からのガバナンス体制図



※ボードおよびBoard内委員会の運営を補佐しています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

監査法人初となる 次世代認定マーク「くるみん」を取得 (2013年7月)

法で定められた内容を上回る育児休業制度の整備や次世代育成支援、ワークライフマネジメント促進に向けた社内啓蒙活動等を積極的に行ったことから、子育てサポート企業として厚生労働省により認められ、2013年7月17日付で監査法人で初となる次世代認定マーク「くるみん」の取得に至りました。その後も2年間の実績を踏まえ、2015年8月に連続認定を受けたため、同年よりくるみんマークの星が2つに増えました。

